第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1)総人口の推移

西条市の人口は、平成 21 年 3 月 31 日現在で 114,606 人となっており、昭和 60 年の 115,983 人から減少傾向にあります。

また、年齢3区分人口割合の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口については減少傾向にあるのに対し、高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が急速に進行している状況がみられます。

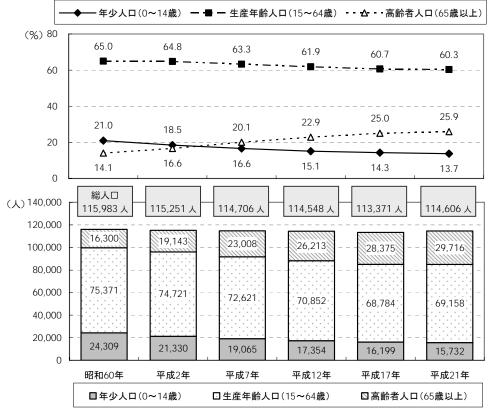
総人口と年齢3区分人口(比率)の推移

単位:人、%

	区分	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
総ノ	_	115,983	115,251	114,706	114,548	113,371	114,606
年少	V人□ (0~14 歳)	24,309	21,330	19,065	17,354	16,199	15,732
	(総人口比)	21.0	18.5	16.6	15.1	14.3	13.7
生產	全年齢人口 (15~64 歳)	75,371	74,721	72,621	70,852	68,784	69,158
	(総人口比)	65.0	64.8	63.3	61.9	60.7	60.3
高樹	6番人口 (65 歳以上)	16,300	19,143	23,008	26,213	28,375	29,716
	(総人口比)	14.1	16.6	20.1	22.9	25.0	25.9

[※] 年齢不詳人口を含む

※ 合併前の西条市、東予市、丹原町、小松町の合算により算出(以降のページについても、同様の算出方法) 【資料】昭和60年~平成17年: 国勢調査、平成21年: 住民基本台帳(3月31日現在)



(2)世帯の状況

西条市の世帯数は、平成 21 年 3 月 31 日現在で 47,329 世帯となっており、昭和 60 年の 35,276 世帯から増加傾向にあります。

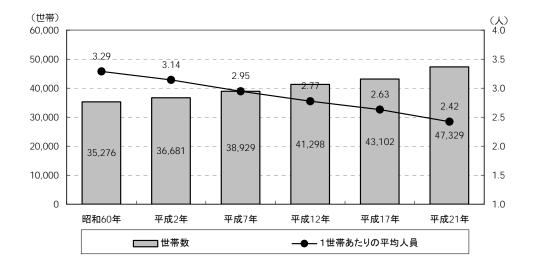
また、1世帯あたりの平均人員は昭和60年では3.29人であったのが、平成7年には2.95人と3人を割り、さらに平成21年には2.42人と、減少傾向となっており、核家族化が進行している状況がみられます。

世帯数及び1世帯あたりの平均人員の推移

単位:人、世帯

区分	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
総人口	115,983	115,251	114,706	114,548	113,371	114,606
世帯数	35,276	36,681	38,929	41,298	43,102	47,329
1 世帯あたりの 平均人員	3.29	3.14	2.95	2.77	2.63	2.42

【資料】昭和60年~平成17年:国勢調査、平成21年:住民基本台帳(3月31日現在)



2 少子化の状況

(1) 出生数の推移

近年における西条市の出生数は、おおよそ980~900人で変動しています。

これを出生率(人口千人対比)でみると、平成 15 年の 8.4 ポイントから、平成 19 年には 8.2 ポイントと、0.2 ポイント減少しています。

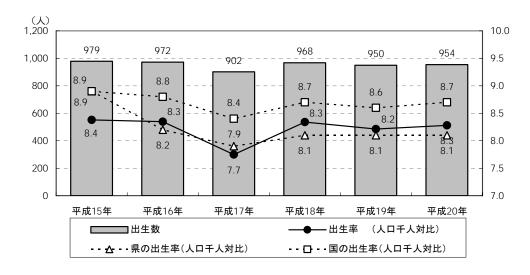
愛媛県及び国の出生率(人口千人対比)と比較すると、愛媛県の出生率よりは若干高い値となっているものの、国の出生率よりは低い値で推移しています。

出生数及び出生率(人口千人対比)の推移

単位:人

区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
総人口	116,824	116,455	116,427	116,059	115,651	115,200
出生数	979	972	902	968	950	954
出生率(人口千人対比)	8.4	8.3	7.7	8.3	8.2	8.3
県の出生率(人口千人対比)	8.9	8.2	7.9	8.1	8.1	8.1
国の出生率(人口千人対比)	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7

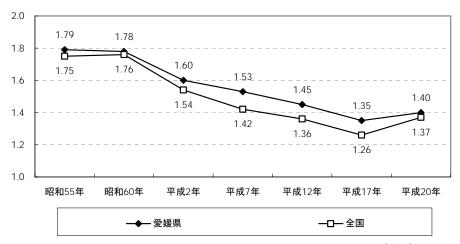
【資料】総人口:住民基本台帳(11月1日現在)、愛媛県・国の出生率:厚生労働省「人口動態統計」



(2) 合計特殊出生率の推移

愛媛県の合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率を上回っているものの、昭和 55 年の 1.79 から平成 20 年には 1.40 と、減少傾向にあります。

合計特殊出生率の推移



【資料】厚生労働省「人口動態統計」

また、平成 15 年から平成 19 年における平均の合計特殊出生率は、本市が 1.61 で全国平均及び 愛媛県平均と比べると高く、また、県内の周辺他市と比較しても、高い数値となっています。

しかし、人口を維持するために必要な水準(人口置換水準: 2.07~2.08)に比べると、大幅に下回っている状況です。

平均合計特殊出生率(平成 15 年~平成 19 年)

西条市	松山市	今治市	新居浜市	四国中央市	東温市	愛媛県	全国
1.61	1.27	1.41	1.60	1.60	1.23	1.40	1.31

【資料】厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」(平成 15 年~平成 19 年)

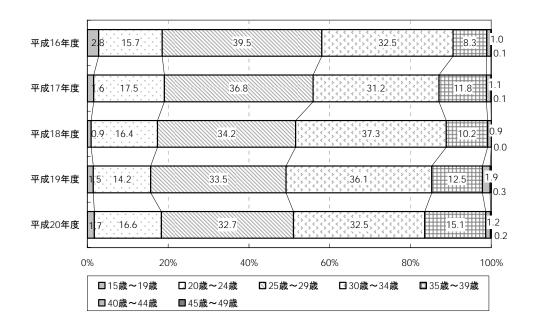
(3) 母親の年齢階級別出生数とその割合

西条市の母親の年齢階級別出生数の割合をみると、25~29 歳及び30~34 歳が全体の約70%、35歳以上が約15%を占めています。また、平成16年度に比べ、20歳代の出生数は減少しているのに対し、30歳以上で増加しており、晩産化が進行している状況がみられます。

母親の年齢階級別出生数とその割合の推移

単位:人、%

	区分	平成 1	6 年度	平成 1	7 年度	平成 1	8 年度	平成 1	9 年度	平成 2	0 年度
H	出生数・割合	972	100.0	902	100.0	968	100.0	950	100.0	954	100.0
	15 歳~19 歳	27	2.8	14	1.6	9	0.9	14	1.5	16	1.7
	20 歳~24 歳	153	15.7	158	17.5	159	16.4	135	14.2	158	16.6
母親	25 歳~29 歳	384	39.5	332	36.8	331	34.2	318	33.5	312	32.7
税の年齢	30 歳~34 歳	316	32.5	281	31.2	361	37.3	343	36.1	310	32.5
龄	35 歳~39 歳	81	8.3	106	11.8	99	10.2	119	12.5	144	15.1
	40 歳~44 歳	10	1.0	10	1.1	9	0.9	18	1.9	12	1.2
	45 歳~49 歳	1	0.1	1	0.1	0	0.0	3	0.3	2	0.2



3 人口動態

(1) 平均初婚年齢の推移

愛媛県の平均初婚年齢は、全国に比べるとやや若い年齢で推移しているものの、昭和 60 年の夫 27.7歳、妻 25.2歳から、平成 20 年には夫 29.4歳、妻 27.7歳と、ともに 2歳程度年齢が上がって おり、晩婚化が進行している状況がみられます。

平均初婚年齢の推移

単位:歳

	X	分	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 20 年
愛媛県	夫		27.7	27.9	28.0	28.0	29.0	29.4
県	妻		25.2	25.6	25.9	26.6	27.4	27.7
全国	夫		28.2	28.4	28.5	28.8	29.8	30.2
玉	妻		25.5	25.9	26.3	27.0	28.0	28.5

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

(2) 未婚率の推移

平成17年の西条市の未婚率は、愛媛県及び全国と比べると低い数値になっています。

しかし、平成12年の未婚率と比較すると、全ての年齢において上昇しており、特に男性では30~39歳、女性では25~34歳で未婚率の上昇が顕著に表れています。

未婚率の推移(平成12年・平成17年)

単位:%

	∇ Δ	西条	ệ市	参考(平原	或 17 年)
	区分	平成 12 年	平成 17 年	愛媛県	全国
	20~24 歳	86.5	86.8	90.0	93.4
	25~29 歳	60.4	61.5	65.1	71.4
男性	30~34 歳	34.1	40.1	42.2	47.1
	35~39 歳	22.9	27.4	28.5	30.0
	40~44 歳	14.5	21.1	20.6	22.0
	20~24 歳	79.4	80.5	85.8	88.7
	25~29 歳	44.9	49.0	55.0	59.0
女性	30~34 歳	19.0	25.5	30.2	32.0
	35~39 歳	10.1	14.0	18.7	18.4
	40~44 歳	6.8	9.5	12.5	12.1

【資料】国勢調査

4 就労の状況

西条市の女性の就業状況をみてみると、20~24歳にピークをむかえ、その後結婚や出産、子育て期に就業率は減少し、その後子育てが終わった45~49歳にかけて再び増加するいわゆるM字型曲線を示しており、平成12年と比較すると、やや緩やかな曲線となっています。

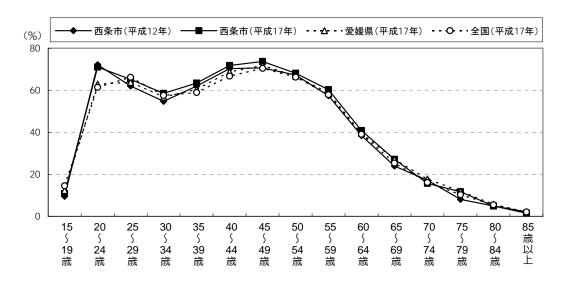
また、愛媛県や全国と比較すると全体的に上回っており、特に $20\sim24$ 歳の就業率は 10 ポイント 近く高くなっているものの、曲線は概ね同じ傾向となっています。

女性の年齢別就業率

単位:%

区分	西第	ệ市	参考(平原	或 17 年)
	平成 12 年	平成 17 年	愛媛県	全国
15~19 歳	9.5	10.8	12.3	14.5
20~24 歳	72.1	71.0	62.9	61.4
25~29 歳	62.0	65.2	63.8	66.1
30~34 歳	54.7	58.5	56.8	57.5
35~39 歳	62.0	63.4	60.4	58.9
40~44 歳	70.3	71.8	68.7	66.7
45~49 歳	70.6	73.7	71.8	70.4
50~54 歳	67.2	68.1	66.8	66.2
55~59 歳	57.4	60.3	58.7	57.9
60~64 歳	38.4	40.8	39.5	39.1
65~69 歳	23.9	27.1	27.1	25.4
70~74 歳	17.2	15.7	17.7	16.1
75~79 歳	8.1	11.7	11.9	10.3
80~84 歳	4.9	4.9	5.7	5.5
85 歳以上	2.1	1.5	2.0	2.1

【資料】国勢調査



5 推計人口

(1) 推計人口

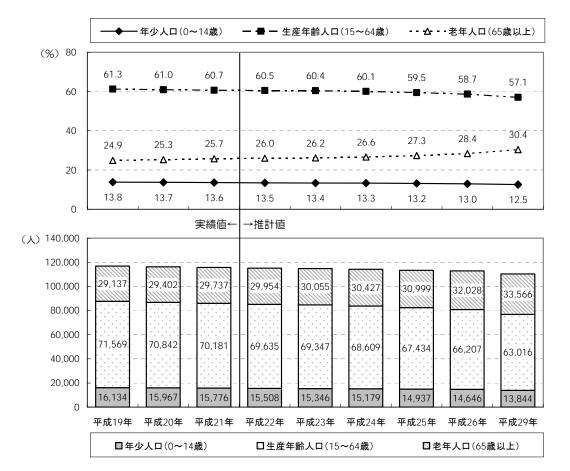
住民基本台帳人口及び外国人登録人口をもとに、コーホート変化率法*により人口推計を行いました。

年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にあるのに対し、老年人口は増加 しており、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

推計人口と年齢3区分人口(比率)の推移

単位:人、%

		実績		推計値						
区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度	
総人口	116,840	116,211	115,694	115,097	114,748	114,215	113,370	112,881	110,426	
年少人口 (0~14 歳)	16,134	15,967	15,776	15,508	15,346	15,179	14,937	14,646	13,844	
(総人口比)	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3	13.2	13.0	12.5	
生産年齢人口 (15~64 歳)	71,569	70,842	70,181	69,635	69,347	68,609	67,434	66,207	63,016	
(総人口比)	61.3	61.0	60.7	60.5	60.4	60.1	59.5	58.7	57.1	
老年人口 (65 歳以上)	29,137	29,402	29,737	29,954	30,055	30,427	30,999	32,028	33,566	
(総人口比)	24.9	25.3	25.7	26.0	26.2	26.6	27.3	28.4	30.4	



(2)推計児童人口

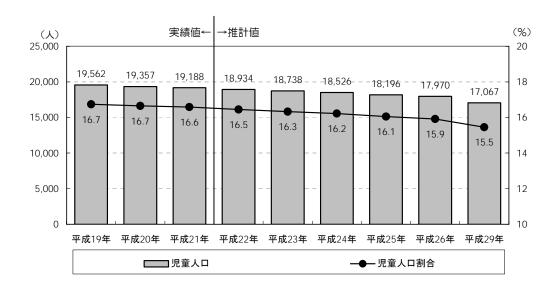
推計児童人口は緩やかな減少傾向となっており、総人口に対する割合も同様に緩やかな減少傾向になると推計されます。

また、年齢別にみると、どの年齢層でも減少傾向であるものの、6~11 歳人口の減少は緩やかであるのに対し、0~5 歳・12~17 歳人口の減少は大きいと予測されます。

推計児童人口(比率)の推移

単位:人、%

		実績			推計値					
	区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
児	童人口(0~17歳)	19,562	19,357	19,188	18,934	18,738	18,526	18,196	17,970	17,067
	(総人口比)	16.7	16.7	16.6	16.5	16.3	16.2	16.1	15.9	15.5
	0~5 歳	5,982	5,881	5,783	5,728	5,676	5,670	5,575	5,487	5,087
	6~11 歳	6,690	6,652	6,603	6,480	6,305	6,120	6,018	5,895	5,734
	12~17 歳	6,890	6,824	6,802	6,726	6,757	6,736	6,603	6,588	6,246



※ コーホート変化率法とは・・・

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団 (コーホート) について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

6 児童虐待の状況

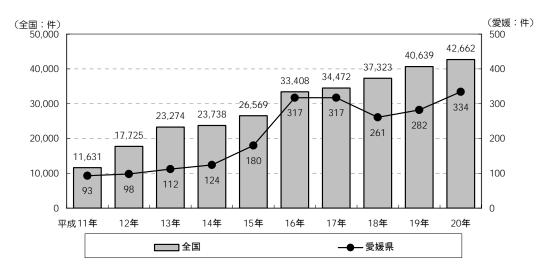
平成12年11月、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、平成16年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、従来、虐待通告先が「児童相談所」のみであったものが、「市町村」も通告先に加わり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなりました。また、この改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制を一層強化するため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」が法定化され、各市町村単位で設置が進められています。

さらに、平成19年の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正法により、児童虐待防止対策の強化が行われているところです。

平成 20 年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は 42,662 件にのぼり、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度の約 3.7 倍と年々増加しています。また、愛媛県の児童相談所で対応している養護相談のうち、平成 20 年度の虐待に関する相談件数は 334 件と、平成 11 年度の約 3.6 倍となっています。

子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待はこれまで以上に社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



【資料】厚生労働省「福祉行政報告例」

7 子育てに関する意識の現状 ~ アンケート調査結果より ~

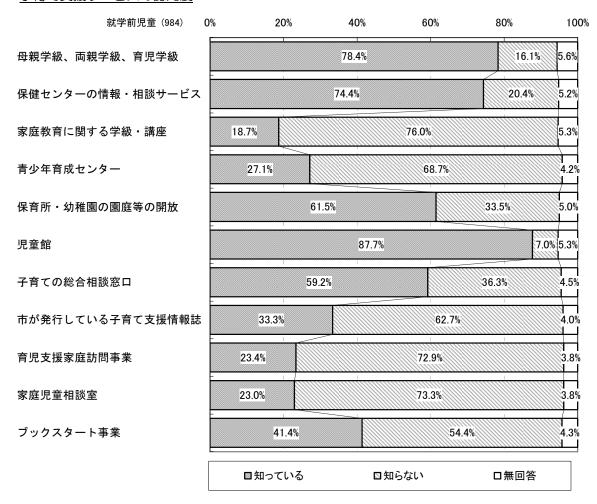
(1) 子育て支援サービスへの評価

① 子育て支援サービスの認知度

西条市で実施している子育て支援サービスの認知度については、「知っている」が"児童館"で87.7%と最も多く、"母親学級、両親学級、育児学級"においても78.4%と8割近くを占め、高い認知度となっています。次いで"保健センターの情報・相談サービス"(74.4%)、"保育所・幼稚園の園庭等の開放"(61.5%)、"子育ての総合相談窓口"(59.2%)の順となっています。

その他のサービスにおいては「知らない」が半数以上を占め、特に"家庭教育に関する学級・講座"、"青少年育成センター"、"育児支援家庭訪問事業"、"家庭児童相談室"では認知度は3割未満となっています。

子育て支援サービスの認知度



[※] グラフ内の()の数値は、その設問の回答対象者総数を表しています。以降のページについても同様です。

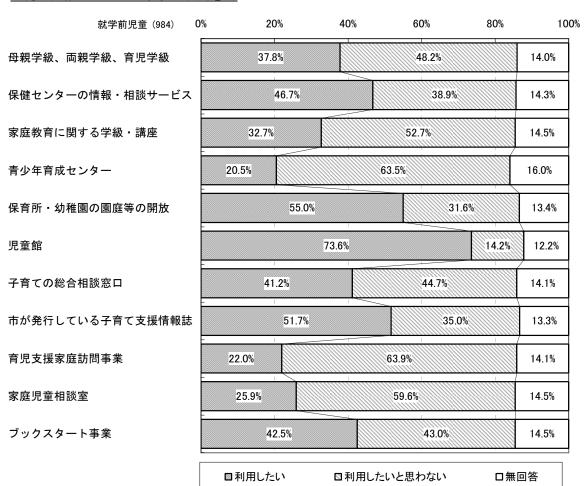
② 子育て支援サービスの今後の利用意向

子育て支援サービスの今後の利用意向については、「利用したい」が"児童館"で 73.6%と7割以上を占め最も多く、次いで"保育所・幼稚園の園庭等の開放"(55.0%)、"市が発行している子育て支援情報誌"(51.7%)の順となっています。

全ての項目において2割以上の利用意向はあるものの、半数以上のサービスにおいて「利用したいと思わない」が「利用したい」を上回る結果となっています。

また、認知度と比較すると、全体的に利用意向の割合は低くなっているのに対し、「市が発行している子育で支援情報誌」については、認知度が3割に対して意向は半数以上を占めており、情報提供に対するニーズが高いことが分かります。

子育て支援サービスの今後の利用意向

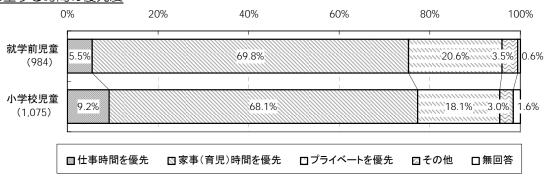


(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について

① 希望する時間の優先度

希望する時間の優先度については、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「家事(育児)時間を優先」が最も多く、ともに7割近くの人が仕事やプライベートよりも家事(育児)を優先したいと考えています。



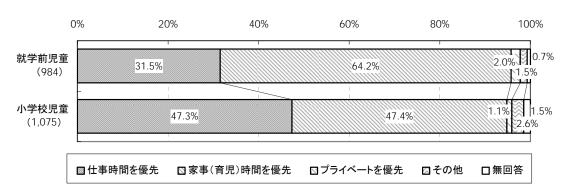


② 現実の時間の優先度

現実の時間の優先度についても、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「家事(育児)時間を優先」が最も多くなっているものの、次いで「仕事時間を優先」が高い割合となっており、希望する時間の優先度で約2割の回答のあった「プライベートを優先」している人は極めて少ない結果となっています。

また、小学校児童を持つ保護者では「仕事時間を優先」と「家事(育児)時間を優先」と回答した人が同じ程度の割合となっており、子どもの成長に伴い、家事(育児)から手が離れ、仕事を優先している保護者が多くなっていることが分かります。

現実の時間の優先度



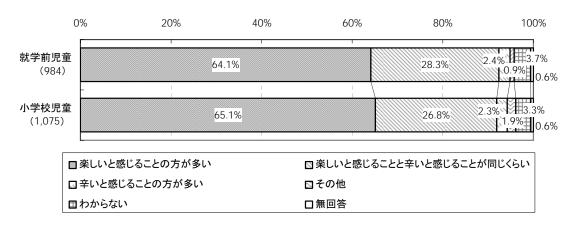
(3)子育てに関する悩みや不安感

① 子育てについて

子育てについては、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「楽しいと感じることの方が多い」が最も多く、ともに6割以上の人が子育てについて不安や負担よりも楽しさを感じています。

一方で、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が就学前児童を持つ保護者では 28.3%、小学校児童を持つ保護者では 26.8%となっており、「辛いと感じることの方が多い」と合わせると、ともに約3割の人が子育てに辛さを感じています。

子育てについて感じること

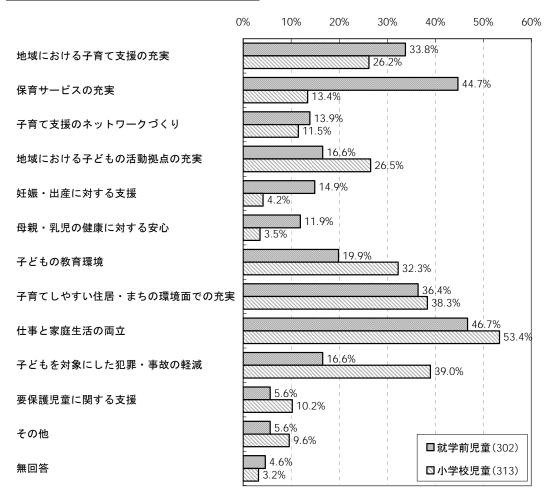


② 子育ての辛さを解消するために必要なこと

子育てを辛いと感じる人の、子育ての辛さを解消するために必要なことについては、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「仕事と家庭生活の両立」が最も多く、就学前児童を持つ保護者では4割以上、小学校児童を持つ保護者では半数以上の人が仕事と子育ての両立支援を望んでいることが分かります。

また、就学前児童を持つ保護者では「保育サービスの充実」が次いで高くなっているのに対し、 小学校児童を持つ保護者では「子どもの教育環境」や「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が 高い割合となっていることから、子どもの年齢層に応じた子育て支援が望まれていることが分かり ます。

子育ての辛さを解消するために必要なこと



18

8 前期計画目標事業量の実施状況

前期計画では、本市の子育て支援に対するニーズを踏まえ、平成 21 年度末までの主要な子育て支援 事業の目標事業量(数値目標)を設定しています。

前期計画の目標事業量と平成21年度の実績と比較した達成状況は次表のとおりです。

事業名	前期計画策定時 (平成 16 年度)	21 年度目標	21 年度実績
基本目標1 地域における子育で・子育ち	の支援【地域で子	2 育て】	
※地域子育て支援センター事業 (設置か所数)	4 か所	6 か所	5 か所
※ファミリー・サポート・センター事業 (設置か所数)	0 か所	1 か所	1 か所
保育サポーターの養成・配置 (養成・配置人数)	0人	50 人	91人
※つどいの広場事業(設置か所数)	0 か所	2 か所	0 か所
ひとり親家庭に対応する相談員数	3人	現状維持	3人
※通常保育事業(定員数、設置か所数)	2,495 名 28 か所	2,467 人 28 か所	2,555 人 29 か所
※延長保育事業(定員数、設置か所数)	89 名 8 か所	150 人 10 か所	120 人 10 か所
※一時保育事業(定員数、設置か所数)	18名/1日 4か所	35 人/1 日 5 か所	35 人/1 日 5 か所
※特定保育事業(定員数、設置か所数)	0 か所	16 人/1 日 2 か所	0 か所 (一時保育で対応)
※休日保育事業(定員数、設置か所数)	0 か所	20 人 2 か所	30 人 2 か所
※乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育・施設型】(定員数、設置か所数)	4名/1日 1か所	8 人/1 日 2 か所	8 人/1 日 2 か所
※子育て短期支援事業 【ショートステイ事業】(定員数、設置か所数)	8名/1日 2か所	8 人/1 日 2 か所	8 人/1 日 2 か所
※放課後児童健全育成事業 (平均利用者数、設置か所数)	526名/1日 21か所	690 人/1 日 23 か所	585 人/1 日 26 か所
要保護児童対策地域協議会の設置	未設置	1 か所	1 か所
子育てマップの作成(配布年度)	未実施	平成 18 年度 までに実施	平成 17 年度 作成
防犯指導の実施	36 回/年	72 回/年	108 回/年
防犯器具の貸与数	3,351 個	5,000 個	6,576 個

事業名	前期計画策定時 (平成 16 年度)	21 年度目標	21 年度実績					
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の	健康の確保及び増	曾進【母子保健】						
育児支援家庭訪問事業(21年度から養育支援訪問事業に改称)	要望に応じて保健師等が訪問	保健師に加え、 保育士による派 遣を行い、事業 の拡充を図る	要望に応じて保 健師、保育士等 が訪問					
乳幼児健診の受診率	89.40%	100.00%	91.0%					
地域における性に関する正しい知識の 普及(開催回数)	22 回/年	30 回/年	36 回/年					
かかりつけの小児科医を持つ親の割合	93.30%	100.00%	93.30%					
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長	に資する教育環境	節の整備【教育】						
家庭教育学級・講座の開催	70 回/年	100 回/年	85 回/年					
親子による交流・自然体験学習の開催	30 回/年	50 回/年	38 回/年					
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】								
防犯灯の整備(設置件数)	9,656 件	10,200 件	9,969 件					

[※] 前期計画で国が指定している特定14事業の一部を示します。

地域における子育で・子育ちの支援については、多様化するニーズに合わせた保育サービスの提供をはじめ、乳幼児健康支援一時預かり事業 (病児・病後児保育事業)の増設、子育で支援マップの作成や、ファミリー・サポート・センター事業の開始など、子育で家庭への支援策の充実が図られました。

人々の結びつきが希薄化する中で、地域子育て支援センターの設置が進むなど、身近な地域での福祉コミュニティ環境は徐々に整備されてきました。また、住民参加による子どもの安全確保への取組や、地域の良さを活かした体験学習を充実することにより意識の醸成を図るとともに、点と点を繋いでネットワーク化を進めることにより、子育てを支え合うまちづくりの体制づくりが期待されます。